

## 「チェックアイ DX」利用約款

「チェックアイ DX」利用約款（以下「本利用約款」という）は、株式会社ニチイ学館（以下「当社」という）が「チェックアイ DX」として提供する各種サービスについて適用される。

### 第1条（定義）

1. 「本ソフトウェア」とは、「チェックアイ DX」のことをいう。
2. 「本サービス」とは、本ソフトウェアのインターネット回線を介してのサービス利用のことをいう。
3. 「サービス利用者」とは、本利用約款に同意の上、本サービスの利用申込を行い、当社がその利用申込を承諾した医療機関をいう。
4. 「サービス利用契約」とは、本利用約款を内容とする、サービス利用者と当社との間における本サービスの提供と利用等に関する契約をいう。
5. 「本データ」とは、サービス利用者が提供する電子レセプトファイル(医科・歯科・DPC)をいう。

### 第2条（申込と承諾）

1. 本サービスの利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）は、本利用約款及び別紙「個人情報の取扱い及び第三者提供について」に同意した上、本サービスの利用申込を行わなければならない。
2. 当社は、利用希望者による利用申込を確認した後速やかに、利用希望者に対して本ソフトウェアのログイン ID 及びパスワードを送付するものとし、当該送付行為をもってサービス利用者と当社との間にサービス利用契約が成立する。ただし、過去のサービス利用契約期間中に利用料の支払を遅延したことがある者が新たに本サービスの利用申込を行った場合、当社は初年度のサービス利用料全額が支払われるまで、ログイン ID 及びパスワードの発行を留保することができる。
3. サービス利用者は、申込時に登録した内容に変更がある場合、当社所定の手続により、遅滞なく、登録内容の修正を届け出なければならない。
4. 前項の修正を行わなかったために、当社からの送付書類その他の通知（電子メールによるものを含む。以下同じ）が利用希望者又はサービス利用者に延着した又は到着しなかった場合であっても、通常到達すべきときに到着したものとみなす。

### 第3条（利用申込の拒否）

1. 利用希望者が以下のいずれかに該当する場合、当社は、本サービスの利用申込を拒否することができる。
  - (1) 第三者がなりすまして利用申込を行っている当社が判断した場合
  - (2) 本利用約款に違反した場合又は違反のおそれがあると当社が判断した場合
  - (3) 当社に提供された情報の全部又は一部に虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
  - (4) 過去に本サービスの利用申込を拒否された者又はサービス利用契約を解除された者である場合
  - (5) サービス利用者と同一の医療機関である場合
  - (6) 自ら又は自らの役員若しくは実質的に経営に関与している者が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係団体、暴力団関係団体の関係者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団その他の反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という）、である又は反社会的勢力であった場合
  - (7) 前各号のほか、当該利用希望者に対する本サービスの提供が適当でないと当社が判断した場合
2. サービス利用契約の成立後にサービス利用者が前項各号のいずれかに該当することが判明した場合、当社は、当該サービス利用者とのサービス利用契約を催告なしに直ちに解除することができる。
3. 利用希望者が本サービスの利用申込を拒否された場合又はサービス利用者がサービス利用契約を解除された場合であっても、これを理由として損害賠償、費用返還その他の名目を問わず、当社に対する請求を行うことはできない。

### 第4条（サービスの提供）

1. 当社は本利用約款に基づき、サービス利用者に対し本サービスを提供する。
2. 本サービスの項目は以下のとおりとし、詳細は次条以降にて定めるものとする。
  - (1) 本ソフトウェアの使用許諾
  - (2) 本サービスに関するサポート

### 第5条（本ソフトウェアの使用許諾）

1. 当社は、サービス利用者に対し本ソフトウェア及び本ソフトウェアに含まれる著作権の独占的な使用を許諾し、サービス利用者はこれを日本国内において独占的に使用し、その対価として利用料を支払うものとする。
2. サービス利用者は当社の事前の書面による承諾がない限り、本ソフトウェアに関する著作権その他一切の権利を第三者に対して実施又は利用を許諾してはならない。
3. 第三者が従前から有していた権利を除き、本ソフトウェアに関する発明、ノウハウ、プログラム、特許権、著作権その他一切の知的財産権は、株式会社ニチイ学館、DX CARE 株式会社 に属し、サービス利用契約によってサービス利用者又は第三者へ移転するものではない。
4. 当社及び DX CARE 株式会社は、サービス利用者が本ソフトウェアを通じて当社に提供する情報（サービス利用者が独自に運用するレセプト点検ルールを含むがこれらに限らない）について、本ソフトウェアの改善に利用することができるものとし、サービス利用者はかかる利用及び利用の結果に対して対価、権利、及び持分等を主張しない。

### 第6条（本サービスの保証）

1. サービス利用者は、別に定める「動作環境」及び本利用約款に従い本サービスを利用するものとする。当社は、サービス利用者が別に定める「動作環境」及び本利用約款に従い本サービスを利用した場合、当社が定めるサービス仕様どおりの性能を有することを保証する。但し、第8条に定める場合又は当社の責に帰することができない事由により本サービスの提供ができない場合を除く。
2. 当社は、サービス利用者へ通知した上で、本ソフトウェア及び本サービス（機能、仕様、構成、及び表示を含むがこれらに限定されない）の一部を変更することができる。

### 第7条（本サービスに関するサポート）

1. 当社は本利用約款の条項に基づき、本サービスに関するサポート（以下「サポート業務」という。）を実施するものとする。
2. サポート業務の範囲及び受付方法は、以下のとおりとする。

- (1) 電話によるシステム障害に関する問合せの受付
  - (2) 本ソフトウェア内に設置された Web フォームによる診療報酬算定・解釈、システム操作方法等に関する問合せの受付
3. サポート業務の実施時間及び方法は、以下のとおりとする。
- (1) 電話によるシステム障害に関する問合せの受付 月曜日～金曜日 10時～17時（祝祭日、夏季休業期間、年末年始を除く）
  - (2) Web フォームによる診療報酬の算定・解釈及びシステム操作方法等に関する問合せの受付 24時間 365日受付。但し問合せに対する回答及び問合せ内容の確認のために連絡する場合は、翌日以降の月曜日～金曜日 10時～17時の間（祝祭日、夏季休業期間、年末年始を除く）に行う。

#### 第8条（一時停止）

1. 当社は、サービス利用者による本サービス利用期間中に、本ソフトウェアに障害が生じたときは、速やかに復旧を行うものとする。
2. 当社は、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、本サービスの提供を停止し、又は当社の判断により必要な措置を行うことができるものとする。
  - (1) 戦争、暴動、騒乱、停電、火災、地震、噴火、洪水、津波、官公庁からの命令又は、本サービスの提供に関わる電気通信事業者若しくはその他の者（以下、併せて「提携会社」という）の労働争議等の不可抗力が発生したとき
  - (2) 法令等に基づき、災害の予防若しくは救援の必要があるとき、通信若しくは電力供給の確保の必要があるとき、又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために、緊急を要する通信を優先的に取り扱う必要があるとき
  - (3) 法令等に基づき、政府機関又は本サービス用設備に接続する提携会社等が当社へのサービスの提供を中止又は中断した場合
  - (4) 本サービスに、当社の過失なくして動作不具合が生じたとき
  - (5) 本サービスに接続する提携会社等の電気通信設備その他の装置に動作不具合が生じたとき
  - (6) 本サービス用設備の毎月のメンテナンス、保守又は工事上やむを得ないとき
  - (7) 本サービスのシステム保守を行う場合
  - (8) 本サービスの更新、改良又は修正等を行う場合
  - (9) サービス利用者が本サービスの対価等の支払いを遅滞したとき
  - (10) サービス利用者が法令又は本利用約款に違反したとき
  - (11) その他、本サービスの運用上又は技術上の相当な理由があるとき
3. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を停止するときは、あらかじめサービス利用者へ通知するものとする。但し、やむを得ず緊急に停止するときはこの限りではない。
4. 当社は、当社の故意又は重過失による場合を除き、本条に基づき当社が本サービスの提供を停止したこと、必要な措置を行ったこと又はこれらを行わないことによりサービス利用者へ生じた損害について一切の賠償責任を負わないものとする。

#### 第9条（利用開始）

1. 第2条第2項に基づく当社からのログインID及びパスワードの通知日の翌日を利用開始日とする。
2. サービス利用者は利用開始日より本サービスを利用できるものとする。

#### 第10条（利用期間）

1. 本サービスの利用期間は、無料期間終了後の翌月1日より1年間とする。但し、期間満了日の2ヶ月前までにサービス利用者又は当社から文書による別段の意思表示がない場合は1年間更新するものとし、以後同様とする。
2. サービス利用者が利用期間中に本サービスの利用を終了させる場合、終了希望日の3ヶ月前までに当社宛に文書（所定のWebフォームまたは本サービス指定のメールアドレスへのeメール含む）による申し出をするものとする。
3. 当社が本ソフトウェアの提供を終了する場合、6ヶ月前までにサービス利用者へ通知した上で、サービス利用契約を解約することができる。

#### 第11条（サービス利用料）

1. 本サービスの利用料は、当社が別途提示する金額とし、支払期日及び支払方法は別途当社が指定する内容に従うものとする。
2. 利用開始日の属する月を無料期間とし、無料期間中の利用料は無料とする。なお、当社の判断で無料期間を延長することができる。
3. サービス利用者が無料期間中に前条第2項の方法により本サービスの利用終了を申し出た場合、当社は速やかにサービス利用者のアカウントを削除し、利用料は発生しないものとする。

#### 第12条（利用料の支払い）

1. サービス利用者は、当社が指定した期日までに前条に定めるサービス利用料全額を支払うものとする。
2. 第10条第1項但書に基づき利用期間が更新される場合の利用料の支払についても前項と同様とする。

#### 第13条（目的外利用の禁止）

1. 当社、DX CARE 株式会社は、サービス利用者が承諾した場合を除き、本サービスの提供（第4条及び第7条に記載のサポート提供を含む）並びに本ソフトウェアの補修及び改修（バージョンアップ）以外の目的で、本データにアクセスし、これを利用（第三者に対する利用許諾を含む）してはならない。
2. 当社は、前項に定めるほか、本データを基に、特定の個人及びサービス利用者を識別することができないように加工処理した統計データを作成することができる。当社は、作成した統計データについて、本サービス以外の当社サービスを含め、当社サービス全般の改善等の目的で利用することができる。
3. サービス利用者及び当社は、本利用約款に基づく本データの提供及び利用に関して、個人情報保護法その他の法令及び規則を遵守しなければならない。

#### 第14条（禁止事項）

1. サービス利用者は、事前に書面による当社の承諾がない限り、以下の事項を行ってはならない。
  - (1) 本サービスを、サービス利用者におけるレセプトデータ等の分析以外の目的に使用すること
  - (2) サービス利用者の役職員及び従業員（サービス利用者が監督・管理する派遣職員及び委託先事業者を含む）以外の第三者に本サービスを利用させること
  - (3) サービス利用契約に係わる権利を譲渡すること
  - (4) 本ソフトウェアの使用権の譲渡又は再使用の許諾を行うこと
  - (5) 本ソフトウェアについて、複製、変更又は改作すること

(6) 本ソフトウェアの化体した物（算出した結果や機能画面など）、関連資料、マニュアル等の複製、複写、転写、第三者への開示、又は占有の移転

(7) 機密情報または本ソフトウェアの仕様に関する情報を第三者に漏洩すること

2. サービス利用者が前項に反して、本サービスを不適切に使用した結果、サービス利用者又は第三者が被った損害について、当社はいかなる責任も負わないものとする。

#### 第15条（免責）

1. 当社は、本サービスの提供に関し、次の各号に定めるいずれかの事由によりサービス利用者又はサービス利用者を含む第三者に生じた損害について一切の責任を負わないものとする。

(1) 当社から貸与するID及びパスワードがサービス利用者の故意又は過失により第三者に利用されたことにより生じた損害

(2) 前号の他、当社の責に帰することができない事由から生じた損害

#### 第16条（サービス利用契約の解除）

1. サービス利用者及び当社は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、催告なしにサービス利用契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 当社が指定した期日までに、サービス利用料全額が支払われないとき

(2) 法令又は本利用約款に違反し、かつ当該違反について相手方からその是正を求める通知を受領した後30日以内にそれを是正しないとき

(3) 監督官庁より営業許可の取消、営業停止等の処分を受けたとき

(4) 租税滞納処分その他公権力の処分を受けたとき、会社更生、民事再生、破産手続開始の申立を受けたとき、又は自らこれらの申立をしたとき

(5) 自ら振出し、又は引受けた手形又は小切手につき不渡りとなり、銀行取引停止処分を受けたとき、又は支払を停止したとき

(6) 解散、清算又は営業の全部若しくは重要な部分の譲渡を行うとき、財産状態が悪化したとき、又はその恐れがあると認められる相当の理由があるとき

(7) 戦争、暴動、騒乱、停電、火災、地震、噴火、洪水、津波、労働争議その他不可抗力により本サービスの提供が困難であるとき

2. 前項の規定によりサービス利用契約が解除された場合において、解除によって相手方に損害が生じた場合は、相手方にその損害を賠償しなければならない。賠償額はサービス利用者及び当社にて協議して定めるものとする。

#### 第17条（サービス利用契約終了後の対応）

1. サービス利用者は、いかなる理由であってもサービス利用契約が終了した場合、サービス利用契約において許諾されたすべての権利を失うものとし、以降当社は本サービスについての責任を負わないものとする。

2. サービス利用契約の終了後、当社はサービス利用者が提供した個人情報完全に消去するものとする。

3. 本契約がいかなる事由により終了した場合においても、第3条（利用申込の拒否）第2項及び第3項、第5条（本ソフトウェアの使用許諾）第3項及び第4項、第8条（一時停止）第4項、第13条（目的外利用の禁止）第14条（禁止事項）、第15条（免責）、第16条（サービス利用契約の解除）、本条、第18条（払戻し）、第19条（反社会的勢力の排除）第2項、第20条（個人情報の保護）、第21条（機密保持）、第22条（損害賠償）、第25条（権利譲渡禁止）、並びに第26条（協議事項等）第2項の規定は、なお有効に存続する。

#### 第18条（払戻し）

サービス利用者の都合及びサービス利用者の責に帰すべき事由によりサービス利用期間途中でサービス利用契約が終了した場合、終了事由および利用期間残日数にかかわらず当社はサービス利用者が支払った利用料の払戻はしないものとする。

#### 第19条（反社会的勢力の排除）

1. サービス利用者及び当社は、自ら又は自らの子会社その他関連会社若しくは再委託先（以下「子会社等」という。）が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係者、準暴力団、準暴力団構成員、準暴力団関係者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）のいずれでもなく、また次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

(1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること

(2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(3) 自社又は第三者の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること

(4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. サービス利用者及び当社は、自ら又は自らの子会社等が反社会的勢力から不当要求その他不当な介入を受けたときはこれを拒否し、又は自らの子会社等をしてこれを拒否させるとともに介入がなされたときはすみやかに相手方に報告し、相手方の捜査機関への通報に必要な協力を行うものとする。

3. サービス利用者及び当社は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。またサービス利用者及び当社は、自らの子会社等に自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを保証及び確約させるものとする。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

4. サービス利用者及び当社は、その従業員に対して、次の各号を指示することを確約する。

(1) 第1項第3号又は第4号のいずれにも該当しないようにすること

(2) 前項各号に該当する行為を行わないこと

5. サービス利用者及び当社は、相手方が前各項に違反したときは直ちに相手方との契約を解除することができるとともに相手方に損害が発生したとしても相手方に対し何らの賠償ないし補償をすることを要しない。サービス利用者及び当社は、当該解除により自らに損害が生じたときは前各項に違反した相手方に対しその損害の賠償を請求できるものとする。

#### 第20条（個人情報の保護）

当社は、本利用約款による業務を処理するため個人情報を取扱うにあたっては、個人情報保護法を守らなければならない。

## 第 21 条（機密保持）

1. 本利用約款において機密情報とは、サービス利用契約の成立後本サービスの利用期間が満了するまでの間、本利用約款に関連して当事者の一方（以下「被開示者」という）が他の当事者（以下「開示者」という）から開示を受ける情報であって、開示の方法、形態及び媒体を問わず、機密であることを表示することにより開示される情報をいう。
2. 次の各号に定める情報のいずれかに該当することを被開示者が書面により証明できる情報は、機密情報に含まれないものとする。
  - (1) 開示を受けた、又は知得した時点で、すでに公知であった情報又は被開示者が機密保持義務を負うことなくすでに知得していた情報
  - (2) 被開示者の責に帰すべからざる事由により公知となった情報
  - (3) 被開示者が機密情報によらず独自に開発した情報
  - (4) 法令の適用によって開示義務のある情報
  - (5) 被開示者が正当な権限を有する第三者から機密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
3. サービス利用者及び当社は、開示者の書面による事前の承認なしに、開示者の機密情報を第三者に開示又は漏洩してはならない。万一、開示者の書面による事前の承認なしに機密情報の開示又は漏洩があった場合は、直ちに書面をもって開示者に通知してその指示を受けるものとする。なお、この通知義務によって、第 5 項及び第 6 項に定める開示者の権利は一切損なわれない。
4. サービス利用者及び当社は、開示者の機密情報をサービス利用契約の履行に必要な場合を除き、その他いかなる目的のためにも使用しない。
5. 機密情報に関する一切の権利は、その機密情報の開示者に帰属するものとし、被開示者は開示者の著作権、工業所有権その他一切の権利を侵害してはならない。
6. 機密情報の開示者は、被開示者が第三者に機密情報を漏洩した場合は、被開示者に対して損害賠償を請求することができる。
7. 本条第 2 項第 4 号に定める情報については、被開示者は、開示者が機密情報を保護するための手段がとれるように、機密情報を開示する場合は速やかにその旨を開示者に通知するものとする。

## 第 22 条（損害賠償）

1. サービス利用者又は当社が、故意又は過失によって相手方に損害を与えた場合には、相手方は損害賠償を請求できる。
2. 当社はサービス利用者に対し、いかなる事由があっても、既に受領済の当該年度のサービス利用料の合計金額を超える損害賠償責任を負わない。

## 第 23 条（利用約款の変更）

1. 当社は、当社の判断をもって、いつでも本利用約款を変更することができる。
2. 当社は、本利用約款を変更しようとする場合、本サービスに係るウェブサイトなどをもって、サービス利用者に対して本利用約款を変更する旨、変更後の本利用約款の内容、及びその効力発生時期を告知する。
3. 前項に基づき本利用約款の変更を告知した日から、当社が定める期間以内に、サービス利用者より本サービスの利用中止の申し入れがなかった場合、サービス利用者は、当該変更同意したものとし、第 2 項の効力発生時期以後、サービス利用者当社との間において、変更後の本利用約款を内容とするサービス利用契約の効力が生じる。
4. サービス利用者は、当社による本利用約款の変更について、異議を述べることはできない。

## 第 24 条（分離可能性）

1. 本利用約款のいずれかの条項又はその一部が、「消費者契約法」（平成 12 年法律第 61 号）その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本利用約款の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有し、当社及びサービス利用者は、当該無効若しくは執行不能の条項又は部分を適法とし、執行力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該無効若しくは執行不能な条項又は部分の趣旨並びに法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとする。
2. 本利用約款のいずれかの条項が民法その他の法令等により、拘束力が生じないと判断された場合であっても、当社及びサービス利用者は、当該条項について、拘束力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該条項の趣旨及び当該条項と法的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとする。

## 第 25 条（権利譲渡禁止）

サービス利用者及び当社は、相手方の書面による事前の承諾なしに、第 11 条に定める場合のほか、本利用約款に基づく権利又は義務を第三者に譲渡又は継承し、又は担保の目的に供してはならない。

## 第 26 条（協議事項等）

1. 本利用約款の条項の解釈及び本利用約款に定めのない事項につき疑義又は紛争が生じた場合、サービス利用者及び当社は誠意をもって協議の上解決するものとする。
2. 本利用約款に関する訴訟については、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

2023 年 4 月 1 日施行

「2023 年 10 月 11 日改定」

「2024 年 12 月 10 日改定」

「2025 年 5 月 2 日改定」

## 個人情報の取扱い及び第三者提供について

当社は、本サービスの提供のため、業務の一部を DX CARE 株式会社に委託しています。個人情報の取扱い、収集及び保管は下記のとおりであり、この目的の範囲を超えて利用することはありません。

### 1. 組織の名称又は氏名

組織の名称：株式会社ニチイ学館

氏名：代表取締役社長 社長執行役員 中川 創太

### 2. 個人情報の第三者提供

当社は、本サービスの利用申し込み時に利用希望者から入力された個人情報の一部を第三者に提供します。

- ・第三者に提供する目的：既存ユーザーとの重複確認処理、システム登録処理
- ・提供する個人情報の項目：氏名、連絡先メールアドレス、電話番号、医療機関名称、医療機関番号
- ・提供の手段又は方法：電子メール
- ・提供を受ける者又は組織の種類及び属性：DX CARE 株式会社（システム運用）

### 3.個人情報取扱いの委託

当社は、事業運営上お客様により良いサービスを提供するために、保守運用業務の一部を株式会社 DX CARE に委託しています。

サービス利用者からの問合せに回答・対応するために、同社が個人情報を参照する場合があります。

株式会社 DX CARE との間で交わしている委託契約等において個人情報の適正管理・機密保持などにより、お客様の個人情報の漏洩防止に必要な事項を取決め、適切な管理を実施させます。

その他、個人情報の取扱い方法については、ニチイの医療機関向けサービスサイトの [プライバシーポリシー](https://medi.nichiigakkan.co.jp/privacy/) を参照してください。

<https://medi.nichiigakkan.co.jp/privacy/>